

| | |
|--|--------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 肥料の登録の有効期間の更新○ 肥料の登録の変更○ 肥料の登録の失効○ 土地改良事業の工事完了○ 道路の位置の指定○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 | 目次 |
| 〃 農産課 〃 〃 耕地区 建築指導課 | 担当課(室) |
| | 目次 |
| | 担当課(室) |

◎岡山県告示第二百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

一般社団法人岡山県猟友会

岡山市北区蕃山町四―五

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県の県事務所に岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料、手数料及

び狩猟税

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

◎岡山県告示第二百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

一般社団法人岡山県食品衛生協会

岡山市中区古京町一丁目一番地一七号

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

次に掲げる施設に岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料

1 備前保健所

2 備前保健所東備支所

3 備中保健所

4 備中保健所井笠支所

5 備北保健所

6 備北保健所新見支所

7 真庭保健所

8 美作保健所

9 美作保健所勝英支所

10 岡山市保健所

11 倉敷市保健所

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

地方職員共済組合岡山県支部

岡山市北区内山下二丁目四番六号

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県庁舎に岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社電算システム

岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県がコンビニエンスストア(MMK設置店を含む。)を利用して収納する使用料、手数料及び狩猟税

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで